

外国株券等保管振替決済制度に係る業務処理要領第 4.2 版 新旧対照表 (2025/7/10)
本文

項番	章	変更箇所	変更区分	新	旧
1		1 . (2) c	削除	(削除)	c 韓国株券等に係る源泉税率別区分情報 外国株券等機構加入者は、韓国株券等に係る現金配当等について、居住国別区分情報等を、機構に提出する。 (a) 提出方法 Target 保振サイトからの提出 (b) 提出期限 原則として、権利確定日から起算して 5 営業日目の午後 4 時
2		1 . (2) c 備考	削除	(削除)	韓国株券等に係る居住国別区分情報等の様式及びその他の関連書類については、別紙 12 参照。なお、当該様式等については、別途 Target 保振サイトに掲載する。
3		2 . (1) a 備考	変更	償還金についても、(1) に準じた取扱いを行う。	償還金に関しては、(1) a 及び b に準じた取扱いとする。
4		2 . (1) a 備考	追加	配当金の支払いにおいて、国内支払開始日から 5 年を経過しても配当金が受領されない場合、2030 年 10 月 1 日以降、当該配当金は除斥される予定である (償還金及び (3) から (6) における売却代金等の支払いにおいても同様の取扱いとなる。) 。なお、2030 年 10 月 1 日以降に配当金等が除斥されるタイミングについては別紙 13 を参照。	(新設)
5		2 . (1) b 備考	追加	(3) から (6) までの売却代金等についても、(1) b から d に準じた取扱いを行う。	(新設)

6		2 .(1) d	削除	(削除)	d 未受領配当金等の定期送金 外国株券等実質株主が、外国株券等に係る配当金等の受領方法として、ゆうちょ銀行発行の振替払出証書による受領（ゆうちょ銀行現金払）を選択したものの、振替払出証書の発行後5年が経過する日までに配当金等を受領しなかった場合は、機構は当該資金を、配当金等に係る外国株券等実質株主に関する資料の提出を行った外国株券等機構加入者の指定する口座に送金する。 (a) 送金時期 毎年6月（前年7月1日から12月31日までにゆうちょ銀行より返金された資金を対象）と12月（当年1月1日から6月30日までにゆうちょ銀行より返金された資金を対象）とする。 (b) 未受領配当金等明細表の交付 機構は外国株券等機構加入者に、送金時期の約1か月前に、以下に掲げる項目等を記載した明細表を、Target ほふりサイトにて交付する。 口座管理機関コード（5桁） 実質株主番号（15桁） 振替払出証書発行日 ゆうちょ銀行からの返金日 振替払出証書の証書番号 金額 銘柄コード 銘柄名 (c) 未受領配当金等権利確定日等一覧表の掲載 機構は、送金時期の約1か月前に、交付する資金に係る配当金等の権利確定日等一覧をTarget ほふりサイトに掲載する。
---	--	------------	----	--------	--

					<u>(d) 振込口座指定書の提出</u> <u>未受領配当金等明細表の交付を受けた外国株券等機構加入者は、前回の交付時まで振込先の口座を機構に通知していない場合または通知済の口座に変更があった場合、振込口座指定書を Target 保振サイトにより提出して、振込先の金融機関口座を通知する。</u> <u>(e) 機構による送金</u> <u>機構は、未受領配当金等明細表の交付時に通知した振込日に、外国株券等機構加入者の指定した口座に、未受領配当金等明細表で通知した金額から振込手数料を控除した金額を送金する。</u> <u>(f) 氏名・名称の請求</u> <u>外国株券等機構加入者は、未受領配当金等明細表の受領後に、記載された情報のみから未受領配当金等に係る外国株券等実質株主を特定することが不可能な場合、機構に対し、氏名・名称情報の提供申請書を Target 保振サイトを通じて提出することにより、当該実質株主に係る氏名・名称の情報を請求することができる。機構は、請求理由を勘案し、外国株券等実質株主の特定のために氏名・名称の情報が必要であると認める場合には、請求を行った外国株券等機構加入者に対し、Target 保振サイトにより、当該外国株券等実質株主の氏名・名称の情報を提供する。</u>
--	--	--	--	--	---

7		2.(1)d 備考	削除	(削除) (削除)	本件は、平成 19 年 10 月の日本郵政の株式会社化により、振替払出証書の発行後 5 年の間に受領されなかった資金が、証書の作成依頼元に返還される取扱いとなったことを受け、平成 26 年 12 月より開始した。本件の経緯等を含む詳細は別紙 16 を参照。 外国株券等機構加入者 1 社あたりの振込対象金額が少額であり、振込手数料に満たない場合には、次回以降の送金時に合算して振り込む等の対応を行う。
8		2.(1)e	変更	<u>d 未受領配当金等の個別送金</u> 外国株券等機構加入者は、外国株券等実質株主から、<u>外国株券等に係る配当金等の受領方法として、ゆうちょ銀行発行の振替払出証書を通じて受領する方法(ゆうちょ銀行現金払い)を選択したものの、振替払出証書の発行後 5 年間を経過する日までに受領しなかった未受領配当金等について照会を受けた場合は、機構に対して当該未受領配当金等に係る資金を送金するよう請求することができる。</u> また、株式事務取扱機関あてに外国株券等実質株主から同様の照会があった場合は、機構は配当金等の権利確定日において外国株券等実質株主の口座を管理していた外国株券等機構加入者に対して、<u>当該請求に係る手続を求め</u>ることができる。 (a) 請求可能な配当金等 <u>振替払出証書の発行後 5 年間を経過した未受領配当金等</u>	<u>e 未受領配当金等の個別送金</u> 外国株券等機構加入者は、外国株券等実質株主から、IX 2.(1)d に定める振替払出証書の発行後 5 年間を経過した未受領配当金等について照会を受けた場合は、<u>同(a)に定める送金時期以前であっても、機構に対して当該未受領配当金等に</u>係る資金を送金するよう請求することができる。 また、株式事務取扱機関あてに外国株券等実質株主から同様の照会があった場合は、機構は配当金等の権利確定日において外国株券等実質株主の口座を管理していた外国株券等機構加入者に対して、<u>振込のための情報の確認等を</u>求めることができる。 (a) 請求可能な期間 <u>前年 7 月 1 日から 12 月 31 日までにゆうちょ銀行より返金された資金については当年 3 月末日ま</u>

			(b) 請求方法 外国株券等実質株主から照会を受けた外国株券等機構加入者は、個別送金依頼書(別紙 16)に、次に掲げる項目等を記載し、Target <u>保振サイト</u>を通じて機構に請求する。外国株券等実質株主から株式事務取扱機関あてに照会があり、機構から未受領配当金等に係る請求手続を求められた外国株券等機構加入者は、当該実質株主に事実を確認の上、同様の手続を行う。 実質株主の氏名又は名称 ～ (略) (c) 振替払出証書の送付 外国株券等機構加入者は、送金の請求と併せて、外国株券等実質株主から振替払出証書を回収し、機構へ送付する。 (d) 資金送金 機構は、支払いの請求があった場合には速やかに支払いの済否等を確認し、その結果を Target <u>保振サイト</u>を通じて通知するとともに、支払未済の場合には外国株券等機構加入者が指定した口座に、振込手数料を控除した金額を送金する(支払済みであることが確認できた場合又は支払済否の確認ができなかった場合には、送金を行わない。)	で、当年 1 月 1 日から 6 月 30 日までにゆうちょ銀行より返金された資金については当年 9 月末日までとする。 (b) 請求方法 外国株券等実質株主から照会を受けた外国株券等機構加入者は、個別送金依頼書に、以下に掲げる項目等を記載し、Target <u>ほふりサイト</u>により機構に通知する。実質株主から株式事務取扱機関あてに照会があり、機構から情報の確認を求められた外国株券等機構加入者は、当該実質株主に事実を確認の上、当該手続を行う。 実質株主の名称 ～ (略) (c) 振替払出証書の送付 外国株券等機構加入者は、送金の請求と併せて、実質株主から振替払出証書を回収し、機構へ送付する。 (d) 資金送金 機構は、支払いの請求があった場合には速やかに支払いの済否等を確認し、その結果を通知するとともに、支払未済の場合には外国株券等機構加入者が指定した口座に、振込手数料を控除した金額を送金する。
--	--	--	---	--

9		2 . (1) e 備考	変更	(削除) 振替払出証書の発行後 5 年間を経過していない場合は、ゆうちょ銀行にて当該証書の再発行の手続が可能である。 送付先は「〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号 証券保管振替機構 振替業務部 外国株式担当あて」。なお、外国株券等実質株主が振替払出証書を保有していない場合には、機構への送付は不要。 資金送金にあたり、配当金等に係る計算書(支払通知書)の再交付は行わない。 現地税法又は国内税法上、配当として源泉税の対象となった配当金等は、現地源泉税及び国内源泉税を機構にて納付済みであるため、機構から送金を受けた外国株券等機構加入者においてこれらの税務手続を行う必要はない。	詳細は別紙 16 の 8 . を参照。 振替払出証書の発行後 5 年間が経過していない場合は、ゆうちょ銀行にて証書の再発行の手続が可能である。 実質株主が振替払出証書を保有していない場合には、機構への送付は不要。 (新設) (新設)
10		3 .	変更	3 . 特定個人情報の安全を確保するための必要な措置 外国株券等保管振替決済制度における特定個人情報の提供に際しては、外国株券等機構加入者は、番号法第 12 条に規定する個人番号の適切な管理のために必要な措置とは別に、番号法第 19 条第 12 号に規定する特定個人情報の安全を確保するための必要な措置を講ずる必要がある。この具体的な内容は以下に掲げる内容である。 特定個人情報を提供する者の使用に係る電子計算機に、特定個人情報の提供先、提供日時、提供する特定個人情報の項目を記録し、当該記録に係る特定の個人を識別するとともに、当該	3 . 特定個人情報の安全を確保するための必要な措置 外国株券等保管振替決済制度における特定個人情報の提供に際しては、外国株券等機構加入者は、番号法第 12 条に規定する個人番号の適切な管理のために必要な措置とは別に、番号法第 19 条第 12 号に規定する特定個人情報の安全を確保するための必要な措置を講ずる必要がある。この具体的な内容は以下に掲げる内容である。 特定個人情報を提供する者の使用に係る電子計算機に、特定個人情報の提供先、提供日時、提供する特定個人情報の項目を記録し、当該記録に係る特定の個人を識別するとともに、当該

				記録を 7 年間保存すること（番号法施行令第 24 条第 1 号、<u>第 30 条</u>及び番号法施行規則第 21 条第 1 号）。 （略） 特定個人情報の提供先に対して、提供先の使用に係る電子計算機に、特定個人情報の提供元、提供日時、提供された特定個人情報の項目を記録し、当該記録に係る特定の個人を識別するとともに、当該記録を 7 年間保存するよう求めること（番号法施行令<u>第 30 条</u>及び番号法施行規則第 21 条第 2 号）。 （略）	記録を 7 年間保存すること（番号法施行令第 24 条第 1 号、<u>第 29 条</u>及び番号法施行規則第 21 条第 1 号）。 （略） 特定個人情報の提供先に対して、提供先の使用に係る電子計算機に、特定個人情報の提供元、提供日時、提供された特定個人情報の項目を記録し、当該記録に係る特定の個人を識別するとともに、当該記録を 7 年間保存するよう求めること（番号法施行令<u>第 29 条</u>及び番号法施行規則第 21 条第 2 号）。 （略）
--	--	--	--	--	--

以 上

外国株券等保管振替決済制度に係る業務処理要領第 4.2 版 新旧対照表 (2025/7/10)
別紙

項番	章	変更箇所	変更区分	新						旧					
1	別紙 1(1)	-	差替え	-						-					
2	別紙 2	-	変更	国籍	現地保管機関	指図期限	取引約定日 入力要否	取消指図期限 (注2)	備考	国籍	現地保管機関	指図期限	取引約定日 入力要否	取消指図期限 (注2)	備考
				(略)						(略)					
				(削除)						韓国 KR	Korea Securities Depository	SD 11:30	必須	指図完了まで	=
3	別紙 6	3(2) b.(b) 表	変更	提出先カテゴリ						提出先カテゴリ					
				掲載期限(初期値)						掲載期限(初期値)					
				(略)						(略)					
				(削除)						韓国現地源泉税					
				(略)						掲載日から2週間					
4	別紙 6-1		変更	外国株券等機構加入者から機構へ提出いただく書類						外国株券等機構加入者から機構へ提出いただく書類					
				No	区分	書類名称		形式	提出先カテゴリ	No	区分	書類名称		形式	提出先カテゴリ
				(略)						(略)	現 地 源 泉 税	(略)			
				(削除)						5		韓国銘柄に係る実質株主の 居住国別区分情報(D様式)		EXCEL	書類を提出す る>外国株券等 保管振替決済 制度/外国株券 等機構加入者/ 韓国現地源泉 税
				(略)						6		韓国銘柄に係る実質株主情 報(E様式)		EXCEL	
				(略)						7		非居住者実質株主の最終投 資家情報(F様式)		EXCEL	
				(略)						(略)					

5	別紙 6-1		変更	機構から個社別通知を通じて外国株券等機構加入者へ通知する書類 <table><tr><th>No</th><th>区分</th><th>書類名称</th><th>形式</th><th>通知先カテゴリ</th></tr><tr><td colspan="5">(略)</td></tr><tr><td colspan="5">(削除)</td></tr></table>	No	区分	書類名称	形式	通知先カテゴリ	(略)					(削除)					機構から個社別通知を通じて外国株券等機構加入者へ通知する書類 <table><tr><th>No</th><th>区分</th><th>書類名称</th><th>形式</th><th>通知先カテゴリ</th></tr><tr><td colspan="5">(略)</td></tr><tr><td>8</td><td rowspan="2">その他</td><td>未受領配当金に係る通知(未受領明細表含む。)</td><td>WORD (EXCEL)</td><td>個社別通知を見る> 外国株券等保管振替</td></tr><tr><td>9</td><td>未受領配当金に係る氏名情報</td><td>EXCEL</td><td>決済制度/外国株券等機構加入者/個社別通知(外国株券等実質株主に係る情報)</td></tr></table>	No	区分	書類名称	形式	通知先カテゴリ	(略)					8	その他	未受領配当金に係る通知(未受領明細表含む。)	WORD (EXCEL)	個社別通知を見る> 外国株券等保管振替	9	未受領配当金に係る氏名情報	EXCEL	決済制度/外国株券等機構加入者/個社別通知(外国株券等実質株主に係る情報)
No	区分	書類名称	形式	通知先カテゴリ																																			
(略)																																							
(削除)																																							
No	区分	書類名称	形式	通知先カテゴリ																																			
(略)																																							
8	その他	未受領配当金に係る通知(未受領明細表含む。)	WORD (EXCEL)	個社別通知を見る> 外国株券等保管振替																																			
9		未受領配当金に係る氏名情報	EXCEL	決済制度/外国株券等機構加入者/個社別通知(外国株券等実質株主に係る情報)																																			
6	別紙 12、 別紙 12 添付 1～6 (2)	-	削除	(削除)	-																																		
7	別紙 15	-	追加	別紙 15_配当金等の除斥のタイミング(3)	(新設)																																		
8	別紙 16、 別紙 16 添付 1～5 (4)	-	削除	(削除)	-																																		
9	別紙 16 添付 6	別紙番号 3	変更	別紙 16 3：振込先口座は、外国株券等機構加入者名義の口座を指定してください。	別紙 16 添付 6 3：振込先口座は、外国株券等機構加入者名義の口座を指定してください。 <u>なお、ゆうちょ銀行に開設された口座を振込先として指定することはできません。</u>																																		

- 1 内容に変更がない範囲で、全般的に文言の調整をしております。
- 2 韓国銘柄取扱廃止に伴い韓国源泉税の取扱いに関する別紙を削除しております。
- 3 2030 年 10 月 1 日以降に配当金等が除斥されるタイミングを図示した別紙を追加しております。
- 4 未受領配当金等の定期送金廃止に伴い未受領配当金等の定期送金に関する別紙を削除しております。
- 5 その他、別紙番号の繰上げ、レイアウトの変更、脚注の追加などを行っております。

以上